

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

|                     |  |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称             | 社会福祉普及校指定事業補助金   |
| 補助事業等の目標            | 市内の小中学校、高等学校及び専門学校等の児童生徒への福祉教育の一環として、学校において福祉活動を行う学校を指定し、福祉教育活動に対する支援を行う。              |
| 補助事業等の対象者           | 諏訪市社会福祉協議会   |
| 補助対象経費              | 「社会福祉普及校」市内小中学校、高等学校、専門学校指定事業経費  |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 243,000円<br>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】<br>事業費17,000,000円の概ね15% 運営資金の一部となっている。 |
| 補助事業等の評価            | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。   |
| 補助事業等の開始時期          | —  |
| 補助事業等の終了時期          | 平成 年 月 日<br>【終期が3年を超える場合の理由】<br>福祉教育活動の推進のため、継続して補助する事が必要。                             |
| 情報の公表の方法等           | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。   |
| その他                 |  |
| 提出書類                | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。  |
| 担当部署                | 諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係  |